

利用者各位

福井県総務部情報政策課

福井情報スーパーハイウェイ（以下 FISH という）の利用を承認するにあたり、以下の事項に御協力ください。

- 1 . 市町村利用規約第 1 4 条 1 項により FISH の運用を一時停止する時は、同 2 項により情報政策課より、電子メールをお使いの利用者には電子メールにて、お使いでない利用者には F A X にてそれぞれ通知いたします。
- 2 . 運用開始後の FISH に関するお問い合わせはネットワークオペレーションセンタ（以下 NOC という）ヘルプデスクにて行っています。ヘルプデスクの受付時間は 9 : 0 0 から 1 7 : 0 0（土日・法定休日・年末年始を除く）です。
- 3 . FISH の故障と思われる場合は、NOC 障害受付へご申告ください。申告に当たっては以下のルールにて申告してください。
申告は利用者システム担当者からとする。
利用者は、一次切り分け（利用者側システムか FISH 側か）を実施し、**FISH に係る障害の場合に申告する。**
利用者は申告にあたって、利用承認番号・組織名・氏名・連絡先・障害状況の概略を伝える。
- 4 . FISH は NOC にて 2 4 時間 3 6 5 日体制で監視を実施しています。FISH アクセスポイントの各ポートへ接続された利用者側の設置機器*1 が何らかの原因で通信断となった場合においても、NOC では通信断のアラームが発生します。当該機器を**利用者都合により電源断、再起動等される場合は、事前に NOC ヘルプデスクまでご一報いただきますようお願いいたします。**

*1 : FISH のアクセスポイントから延びる回線に直接繋がっている利用者側の機器が対象です。別紙参照。

以上

連絡先：福井情報スーパーハイウェイ NOC

ヘルプデスク TEL (0776) 29-1000

障害受付 TEL (0776) 29-1212

福井県総務部情報政策課
情報基盤整備グループ
担当 谷口・橋場
TEL (0776)20-0268

